

申請からサービス利用までの流れ

申請書の提出

提出書類等別紙参照

訪問調査

申請後、認定調査の連絡が入ります。

新規申請

- ・介護保険課認定係
- ・NPO法人ケアマネージメントサポートセンター

更新・区分変更申請

- ・居宅介護支援事業所

調査時間は1時間程度です。

[詳しくは裏面へ]

主治医意見書

提出先：かかりつけ病院の受付

意見書は作成後、病院から市役所へ直接郵送されます。

審査・判定

申請日順に、順次審査・判定を行います。
 ＊一次判定（コンピューターによる判定）
 ＊二次判定（介護認定審査会による判定）

認定

審査終了後、翌開庁日にはすみやかに結果を発送いたします。

認定結果の通知が届いたら・・・
認定された区分に応じて以下のとおりご相談ください。

非該当
(自立)

地域包括支援センター

地域包括支援センターが、一般介護予防事業のご案内をします。

要支援1・2

地域包括支援センターまたは指定を受けた居宅介護支援事業者が、介護予防サービスや介護予防・日常生活支援総合事業のご案内・調整をします。

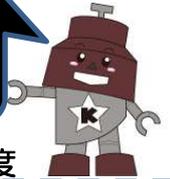
※利用するサービスによっては居宅介護支援事業者で対応できない場合があります。

要介護
1～5

居宅介護支援事業者

居宅介護支援事業者がご希望の介護サービスの調整をします。

市役所から郵送される書類はこちらです！



申請後 4・5日程度

①資格者証 (暫定被保険者証)

【A4の紙】

認定申請中、介護保険被保険者証の代わりになるものです。

＊申請書をご提出の際、介護保険被保険者証と一緒に提出された方のみ郵送されます。

申請後 2・3週間程度

②介護保険負担割合証

【黄色】

サービス利用の際に負担する利用者負担の割合(1割～3割)が記載されています。

申請後 4週間程度
(30日以内に認定がされない場合)

③認定延期通知書

【A4の紙】

延期となっている理由が記載された書類が送付されます。

＊ご連絡は必要ございません。

認定後

④認定結果通知及び 介護保険被保険者証

【オレンジ色】

要介護認定に関する
お問い合わせ

川口市役所
介護保険課 認定係
TEL 048-259-7294



※施設等への入所を希望される場合は、直接施設へお問い合わせください。